

令和6年度大潟村地域おこし協力隊募集要項

1 大潟村の概要

大潟村は、秋田県の沿岸中央部に位置し、基幹産業が農業の人口約3,000人の小さな村です。大潟村はかつて日本第2の広さを誇る八郎潟を干拓し、その湖底に造られた大地に、1964年に誕生しました。2024年10月には、村創立60年を迎えます。村は周囲52kmの堤防に囲まれており、堤防を除く全域が海拔0m以下であり、山はなく広大な大地が広がる、日本では珍しい景観となっています。村のほとんどを農地が占め、行政機関、スーパー、診療所、観光施設、民間事業所や住宅地は総合中心地と呼ばれる集落地1箇所にとまっております、暮らしやすいコンパクトな村です。

2 募集の経緯

大潟村は誕生してから、全国の様々な地域から入植してきた人々によって、基幹産業としての農業が発展してきました。併せて、活発な文化・スポーツ活動、地域で子どもを育て、生きる力を育む教育、共に支え合いながら元気で健康に過ごす環境などを整えてきました。しかしながら、大潟村においても人口が減少傾向となり、少子高齢化社会に向かいつつあります。このような社会情勢の中、村の指針となる大潟村総合村づくり計画において「住み継がれる元気な大潟村」を目標に掲げ、様々な施策を展開しています。将来に向け、持続可能な村づくりを進めるため、大潟村の地域資源や特徴を活用し、行政や地域住民とともに村づくりに協力していただける、意欲あふれる地域おこし協力隊を募集します。

3 募集人数

若干名（活動の詳細は「5 募集業務について」をご覧ください。）

4 応募資格

（1）共通要件（業務ごとに個別要件も設けていますので、「5 募集業務について」も併せてご覧ください。）

- ①年齢、性別、学歴は問いません。
- ②3大都市圏をはじめとする都市地域等に居住し（総務省の地域おこし協力隊の地域要件に合致し）、大潟村地域おこし協力隊として任用後、大潟村に住民票を異動し、地域協力活動に従事できる方
- ③地域活性化に関する活動、地域の諸団体や住民との地域づくり活動（地域の行事等を含む）に積極的に参加できる方
- ④多くの地域住民と信頼関係を築き、その関係の中で把握した課題を自己の地域協力活動に反映できる方
- ⑤自ら情報を収集・分析し、企画立案・実践活動ができる方
- ⑥関係者との協議、調整、合意形成ができ、事業の計画策定から実施、事後評価までできる方
- ⑦普通自動車運転免許（AT限定可）を持ち、活動や日常生活の中で運転ができる方
- ⑧パソコンの操作ができる方
 - ・メール送受信
 - ・Wordで報告書やチラシの作成
 - ・Excelで収支計算、グラフの作成
 - ・PowerPointで活動のプレゼン資料作成 など
- ⑨SNSやホームページ等を活用した情報発信ができる方
- ⑩心身ともに健康で、誠実に業務を行うことができる方

(2) 次に掲げる条件のいずれかに該当する人は応募することができません。

地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方

- ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- ②本村職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
- ③人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた方
- ④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

5 募集業務について

(1) 生態系公園の活用および運営、拠点づくりに係る活動（公園コーディネーター）

①募集概要	大潟村内にある生態系公園（137,886㎡）について、現在所有者である秋田県から大潟村への譲渡に向けて準備を進めています。 生態系公園の利活用方針である、農業への関心を高める体験や研修を行い、農業者等の交流機会を提供していただきます。また、子どもからお年寄りまで幅広い年齢層が集い、自然とのふれあい、レクリエーション活動、健康づくりや文化活動、イベントなどの企画・運営、公園や園内施設の維持管理等を地域住民、関係団体等と連携をしながら行っていただきます。
②活動内容	・研修会や講座、イベントの企画・運営 ・地域住民、関係団体等と連携した施設の維持管理 ・公園の魅力向上のため定期的な情報発信（SNS等） ・上記のほか、地域の活性化につながる活動
③個別要件	・自然や植物が好きな方 ・自ら情報を収集・分析し、企画立案・実践活動ができる方 ・様々な媒体で積極的に情報発信できる方 ・地域住民と積極的に交流し、コミュニケーションを取れる方 ・関係者や役場職員と協力して活動できる協調性のある方
④雇用形態等	会計年度任用職員
⑤勤務場所	大潟村総務企画課
⑥募集人数	1名

(2) オーガニックビレッジの推進に係る活動

①募集概要	大潟村の自然や農業、地域資源を効果的に活用した「地域循環型農業」を構築するため、地域の豊かな自然環境を生かした有機農業の拡大や消費者等との交流を通じ、「オーガニックビレッジ」を推進し、その活動をととして地域の活性化を図っていきます。
-------	--

②活動内容	・有機農業に取り組む農家の拡大、育成へ向けた活動（特に有機野菜づくり） ・有機農産物の消費拡大に向けた消費者等との交流や情報発信（SNS等）などのPR活動 ・上記のほか、オーガニックビレッジの推進を通じた地域の活性化につながる活動
③個別要件	・農業、有機栽培に挑戦してみたい方（経験は問いません） ・様々な媒体で積極的に情報発信できる方 ・地域住民、農家等と活動をともにし、積極的にコミュニケーションできる方
④雇用形態等	会計年度任用職員または業務委託
⑤勤務場所	大潟村産業振興課
⑥募集人数	1名

（３）企画提案型（フリーテーマ）

①募集概要	自身の資格やスキル、経験、人的ネットワーク等をフルに活用し、村の活性化や課題解決、自身の移住に繋がる事業を企画提案していただきます。企画提案を受け、村が必要とした場合に、提案内容に基づく業務を中心に活動していただきます。
②活動内容	・自分の能力を活かして、村の資源を有効活用し、地域おこしにつながる活動
③個別要件	・新しいアイデアで地域内外の新たな交流を創り出す、地域の資源や魅力を再発見し新たな価値を創り出すなど、地域経済の活性化に繋がり、地域を元気にする自由な活動の提案ができる方
④雇用形態等	会計年度任用職員または業務委託
⑤勤務場所	大潟村役場（所属課は活動内容により決定）または大潟村内全域
⑥募集人数	若干名

（４）起業型（フリーテーマ）

①募集概要	大潟村を拠点に村の様々な地域資源をフルに活用し、村に根付き、様々な人たちが活躍できる「仕事づくり」により、村の活性化と産業振興を目指します。
②活動内容	大潟村の地域資源（人・環境・自然・食材・施設等）を活用し、地域課題の解決に繋がる事業の創出に向けた活動及び、様々な人たちが活躍できる雇用創出に向けた活動 ・ビジネスアイデアの実現（事業化）のに向けたテスト事業の実施及び検証 ・市場調査等、事業化に向けて必要な活動 など

③個別要件	・大潟村を拠点に起業し、事業の自立を目指す方 ・事業の自立が可能なビジネスアイデアと事業計画をお持ちの方 ・起業活動の妨げにならない範囲で、地域の諸団体や住民との地域づくり活動（地域の行事等を含む）に積極的に参加できる方
④雇用形態等	業務委託
⑤勤務場所	大潟村内全域
⑥募集人数	若干名

4 雇用形態等

協議のうえ、以下の（１）または（２）のいずれかの雇用形態とします。

（１）会計年度任用職員

雇用形態	会計年度任用職員（パートタイム）として採用します。 ※公務に支障がないと認められる範囲で、副業が可能です。
任用期間	任用の日から令和7年3月31日までとします。 ※従前の勤務実績に基づく能力の実証により公募によらない再度の任用を年度毎に行う場合があります。その際、期間は最長3年までとします。ただし、隊員としてふさわしくないと判断した場合は、期間中であってもその職を解く場合があります。
勤務形態	①勤務日は、原則月曜日から金曜日とし、8時30分から17時15分のうち7時間勤務（休憩1時間）を基本とします。活動内容により始業・終業時刻及び勤務日が変動することがあります。 ②休日は、土日、祝日及び年末年始とします。 ※土日祝日に勤務する場合は、原則としてその週または翌週に振替又は代休を取得することとします。
報酬及び 福利厚生等	①時給1,180円～ （月21日勤務の場合は、月額173,460円～） ※応募者の知識、技術、職務経験等を考慮し、協議の上で増額することがあります。 ※2年目、3年目に昇給があります。 ②村の規定に基づき6月と12月に期末手当および勤勉手当を支給します。 ③社会保険等（共済組合保険、厚生年金、雇用保険）及び非常勤職員等公務災害補償制度へ加入します。 ④休暇については、次のとおりです。 ・有給休暇：年次・忌引・結婚休暇など ・無給休暇：産前産後・介護・子の看護・育児休業など ⑤村の予算の範囲内で次の経費を村が負担します。 1. 住居：住居は村が無償貸与します。家賃や必要最低限の生活備品は村が負担しますが、退居時の修繕費、その他の費用については自己負担とします。 2. 車両：活動用車両は村が無償貸与し、活動で使用した燃料費を支給します。私用分は対象外です。※自家用車を使用する場合はあらかじめ申し出てください。

	3. 隊員の活動に要する経費 作業道具、消耗品、研修費、出張等に係る旅費ほか活動に必要な経費
--	---

(2) 委託型

業務形態	村長が委嘱し、村と業務委託契約を締結します。 (村との雇用関係はありません。) ※公務に支障がないと認められる範囲で、副業が可能です。
委嘱期間	委嘱の日から令和7年3月31日までとします。 ※従前の勤務実績に基づく能力の実証により公募によらない再度の委嘱を年度毎に行う場合があります。その際、期間は最長3年までとします。ただし、隊員としてふさわしくないと判断した場合は、期間中であってもその職を解く場合があります。
委託費	①委託費は、報酬相当分、期末手当及び勤勉手当相当分、活動費の合計額です。 ②報酬相当分は月額173,460円〜とし、毎月支払います。 ③期末手当及び勤勉手当相当分は村の規定に基づき年2回に分けて支払います。 ④活動費は下記の経費について、年額2,000,000円を上限とし、実績に応じて当月分を翌月に支払います。 1. 出張費 2. 消耗品費 3. 燃料費 4. 通信運搬費 5. 住宅費 6. 負担金 7. その他村長が必要と認める経費
福利厚生等	①国民健康保険及び国民年金については、隊員各自で加入する必要があります。 ②隊員が委託業務の遂行上で被った災害（移動中を含む）について、村は一切の責任を負いません。 ③活動中の住居は村が確保し、家賃相当額は委託費から負担します。必要最低限の生活備品は村が負担しますが、退居時の修繕費、その他の費用については自己負担とします。 ④活動用車両は村が確保し、借上料及び燃料費は委託費から負担します。自家用車を使用する場合はあらかじめ申し出てください。

5 応募手続き

(1) 募集期間

令和5年12月15日（金）～令和6年2月20日（火）

※募集は上記期間で随時受付します。

※募集内容に変更がある場合は随時ホームページでお知らせします。

※隊員が募集定員に達した場合は、募集を終了します。

※応募方法は（2）に記載の書類を郵送にて提出してください。

(2) 提出書類

- ① 大潟村地域おこし協力隊応募申込書（顔写真を添付）

※大潟村ホームページ新着情報からダウンロードしてください。

② 住民票抄本（原本）

※応募書類は返却いたしません。提出された個人情報については本募集・採用のみに使用し、その他の用途には使用しません。

6 選考方法等

（１）一次選考として書類審査、二次選考として面接を行います。

一次選考結果は本人に電話で通知します。また、一次選考合格者には、二次選考の日時と場所についてお知らせします。

（２）二次選考は原則大潟村の会議室にて面接を行い、可否の判定を文書及び電話で通知します。

（３）二次選考会場までの交通費は応募者負担となります。

7 応募・問い合わせ先

大潟村役場 総務企画課 企画財政班

〒010-0494 秋田県南秋田郡大潟村字中央 1 番地 1

電話：0185-45-2111 FAX：0185-45-2162 Mail：g-kikaku@vill.ogata.akita.jp